

村木英幸市長に対する不信任決議

村木市長は、就任以来、議会での不適切な発言による、発言の取り消しや訂正を再三繰り返してきたほか、議会に対して説明責任を果たそうとしない不誠実な態度を重ねた結果、昨年の市議会12月定例会議では「村木英幸市長に対し反省を求める決議」も議決された。それにもかかわらず、市長からは反省や態度を改める姿は一向に見られない。

この状況の中、市長は、介護老人福祉施設の誘致計画について、市議会の介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会において新設の是非を議論している最中にもかかわらず、突如、4月15日号の広報あきる野に、施設の開設を希望する法人の申出を受け付けるとの募集記事を職員に指示して独断で掲載し、市政に更なる混乱を生じさせた。

市長は、御堂中西側市有地における介護老人福祉施設の誘致に関して、昨年7月に議会が制定し、市長自ら公布した「あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例」を無視し、当該土地の賃貸借契約を議案にはしないと公言した。条例を廃止にすることを議会に提案することもないまま、条例を無視する行為は議会軽視であり、民主主義に反するものである。市長は、この事業を進めるに当たり職員に業務命令を出しており、このまま突き進めば、職員が地方公務員法の法令違反となる危険さえある。これは市議会として断固認めることのできない由々しき事態であり、市長がこれ以上その職に留まり続けることは、あきる野市の将来にとって大きな禍根を残すことになる。

よって、あきる野市議会は、村木市長を信任することはできない。

以上、決議する。

令和4年6月16日

東京都あきる野市議会